

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 28 年 4 月 14 日

鎌倉市生活交通ネットワーク協議会

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
平成 28 年度鎌倉市生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入促進事業）
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
高齢者や障害者のみならず、妊婦、けが人、多くの荷物を持っている人、小さいお子さんをお連れの人など、誰もが利用しやすいバス環境を創造するためにノンステップバスの導入を促進し、公共交通機関の利便性の向上を目的とする。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
(1) 事業の目標
国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成 32 年度末までに、地域を運行する路線バスのノンステップバス普及率を約 70%とする。
(2) 事業の効果
一番身近な公共交通機関である路線バスにノンステップバスを導入することで、高齢者や障害者のみならず、妊婦、けが人、多くの荷物を持っている人、小さいお子さんをお連れの人などの移動が円滑化され、また公共交通機関の利便性が向上することで、公共交通利用者の増加及びそれによる自家用車利用者の減少により交通環境の向上が図れる。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ノンステップバスの導入 大型（車長 11m）4 台、小型（車長 7m）1 台 合計 <u>5 台</u> 京浜急行バス（株）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について) 京浜急行バス（株） 身体：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割 知的：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割 精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし
(2) 関連項目（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 鎌倉市内を運行する実施事業者の車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数（平成 28 年 3 月末現在） ・ノンステップバス：36 台、ワンステップバス：18 台、リフト付きバス：2 台 ・乗合バス車両の総台数：56 台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
平成 28 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バス導入事業	104,200 千円	7,000 千円	0 千円	0 千円	97,200 千円
	100%	6.7%	0%	0%	93.3%
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
ノンステップバス 導入事業	7 月 1 日着手 5 台 ●————● 3 月 31 日完了				未定				未定			

7. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 28 年 2 月 29 日～3 月 4 日：協議会構成員間で計画素案の意見照会を行った後、計画案 について合意	
平成 28 年 4 月 14 日：協議会を開催し、利用者意見把握結果を踏まえ、本計画について合意。	

8. 利用者等の意見の反映	
平成 28 年 3 月 14 日～3 月 23 日：京浜急行バス(株)ホームページにて本計画に関する意見を 募集	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	鎌倉市まちづくり景観部交通計画課
交通事業者・交通施設 管理者等	京浜急行バス(株)運輸部整備課長
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都港区高輪 2 丁目 20 番 20 号  
(所 属) 京浜急行バス(株)運輸部整備課  
(氏 名) 山下  
(電 話) 03-3280-9172  
(e-mail) k.yamashita-kkb@keikyu-bus.co.jp